

令和２年度社会福祉法人松山市社会福祉協議会 職員採用試験実施要領

令和２年７月２７日

令和２年度社会福祉法人松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）採用試験を次のとおり行います。

１ 試験区分及び採用予定人数等

試験区分			採用予定人数	勤務場所
技術職	手話生活相談員	B	１人程度	協議会において、相談業務等に従事する。

（注）採用予定人数は変更になる場合があります。

２ 受験資格

次の（１）から（４）までの必要な要件を満たす者

- （１）昭和36年４月２日以降に生まれた者
- （２）手話生活相談員は、手話通訳技能認定試験（手話通訳士）もしくは手話通訳者全国統一試験に合格した者、または、令和２年度実施の試験により当該資格を取得見込みの者
- （３）日本国籍を有する者
- （４）次のアからウに該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 協議会職員として懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３ 受付期間等

受付期間は、令和２年７月28日（火）から令和２年８月20日（木）までです。

（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前８時30分から午後５時15分まで）

郵送の場合は、令和２年８月20日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

４ 試験の日時及び方法等

試験は第１次試験及び第２次試験とし、第２次試験は第１次試験の合格者を対象に行います。

(1) 試験の日時、場所及び合格発表

区分	試験日時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和2年9月27日(日) 午前8時50分から (午後に及ぶ) (開場は午前8時15分予定)	松山市総合福祉センター 5階 中会議室ほか (愛媛県松山市若草町8番地2) 【最終頁の地図参照】	令和2年10月初旬(予定) に協議会前掲示板に掲示 するほか、受験者全員に 合否を通知する。
第2次試験	令和2年10月下旬 (予定)	松山市総合福祉センター 5階 母子児童交流室ほか * 詳細は第1次試験合格者に通知 する。	令和2年11月初旬(予定) に協議会前掲示板に掲示 するほか、受験者全員に 合否を通知する。

(2) 試験の方法及び出題分野

区分	科目	内容	形式	時間
第 1 次 試 験	教養試験	一般教養、時事常識について (言語・社会科学系・数論理・自然科学系・ 時事・常識系)	択一式 (60問)	30分
	口述試験	主として人物及び専門知識等についての個別面接		約15分
	(注) 得点配分は、教養試験：口述試験＝5：5とする。			
第 2 次 試 験	論文試験	出題されるテーマに対する文章による表現力等について		60分
	口述試験	主として人物についての個別面接		約20分
	10月下旬(予定)に論文試験及び口述試験を行う。 その他詳細は、第1次試験合格者に通知する。 (注) 得点配分は、第1次試験：第2次試験(論文試験：口述試験) ＝3：7(1：6)とする。			

5 受験手続(協議会の所在地等は最終頁を参照)

(1) 申込書及び受験票を次の方法により入手してください。

申込書及び受験票は、協議会総務調整課(総合福祉センター1階)、協議会各支所(北条・中島)、愛媛県福祉人材センター(愛媛県総合社会福祉会館2階)でお渡しします。

郵便で請求する場合は、封筒に「試験申込書請求」と朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒(角形2号サイズ・A4判の封筒に120円分の切手を貼ったもの)を同封して協議会総務調整課に送付してください。

協議会ホームページからダウンロード・印刷することもできます。印刷する場合はA4両面印刷をしてください。

(2) 申込書及び受験票を協議会総務調整課に提出してください。

申込書及び受験票に必要事項を記入して協議会総務調整課に提出してください。

申込書及び受験票には同じ写真を貼り、写真の裏には申込者の氏名を明記してください。

写真は申込前3箇月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cm程度のものとしてください。

郵便で提出する場合は、封筒の表に「採用試験申込」及び「試験区分」と朱書し、封筒の裏に必ず差出人の住所と氏名を記入してください。また、上記の申込書、受験票及びあなたの宛先を明記した返信用封筒（長形3号サイズの封筒に84円分の切手を貼ったもの）を同封して簡易書留で協議会総務調整課に送付してください。簡易書留の控えは、受験票が届かなかった場合の確認手段となりますので、受験票が届くまで保管してください。

令和2年9月1日（火）までに受験票が届かない場合は、協議会総務調整課にお問合せください。

（注）ホームページ上から直接申し込むことはできません。

- ※提出書類
- 申込書
 - 受験票
 - あなたの宛先を明記した返信用封筒（郵送で提出する場合のみ）

6 採用予定日及び給与等

（1）採用予定日

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（登載された日から1年間有効）に登載され、このうちから任命権者が採用者を決定します。採用は、おおむね令和3年4月になります。ただし、受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取消します。また、所定の時期までに指定の資格取得または指定の試験に合格しなかった場合は、採用されません。

（2）給与

協議会給与規程等の規定に基づき、原則として次のとおり支給します。職歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整します。また、給料の支給日は、原則として毎月21日です。

試験区分		初任給（現行）	諸手当
技術職	手話生活相談員	177,000円	協議会給与規程等に定める扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び住居手当等を該当者に支給する。

※上記の給料月額は、大学卒の初任給です。

（3）勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間を含む。）の1日7時間45分、1週間につき38時間45分です。

7 試験結果等について

- （1）第1次試験及び第2次試験の可否は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号については、協議会前掲示板に掲示するほか、協議会ホームページでも公開します。可否の通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、可否は協議会前掲示板や協議会ホームページでも確認してください。なお、電話での可否の問合せにはお答えできません。
- （2）次の5項目については、第1次試験は受験者全員に、第2次試験は不合格者のみに通知します。（総合得点、科目別得点、受験者数、順位、合格最低点）
- （3）最終合格者から令和3年3月末日までに採用辞退者等がでた場合は、最終面接者と協議の上補欠合格者の中から最終合格者の繰上補充を行います。補欠合格者の有効期間は、原則として合格発表の日から令和3年4月1日までとなります。なお、上記期日までに最終合格者に繰り上がらなかった場合はその資格を失うことになります。

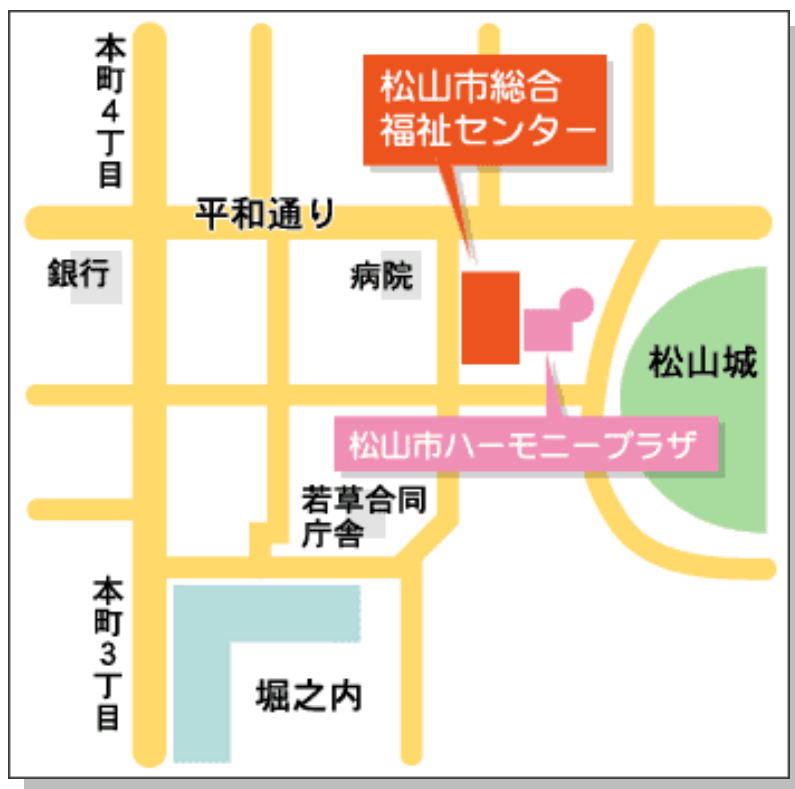
8 その他

- (1) 試験会場に自動車は駐車できません。(自動二輪及び自転車は駐車できます。)
- (2) 昼食等は各自で用意してください。
- (3) 試験当日は、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム及び時計(時計機能のみを有するものに限り使用を認め、通信機能やアラーム音等の出る機能を有するものの使用は認めません。)を持参してください。試験時間中、前記以外のものは許可なく使用できず、机上にも置けません。
- (4) 第1次試験及び第2次試験それぞれにおいて、協議会が指定した日時及び場所で全ての科目を受験した方を受験者としします。公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった方は欠席者としします。
- (5) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。
- (6) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (7) 申込者数や平均点等も順次、協議会ホームページで公開します。
- (8) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、協議会とは一切関係がありませんので注意してください。
- (9) 台風等の非常災害及び新型コロナウイルス感染症の状況により、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、協議会ホームページでお知らせします。
- (10) その他不明な点があれば、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに下記まで問い合せてください。

申込先 及び 問合せ先等

〒790-0808 愛媛県松山市若草町8番地2 松山市総合福祉センター1階
社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 総務調整課
TEL : 089-941-4122 FAX : 089-941-4408
<http://www.matsuyama-wel.jp/>

松山市総合福祉センター地図



松山市総合福祉センター 5階中会議室等
(愛媛県松山市若草町8番地2)